

建設現場に対する監督指導結果

1 監督実施状況（平成 28 年 4 月～12 月）

- 滋賀労働局管内の労働基準監督署が、平成 28 年 4 月から 12 月までに 97 の建設現場に対して実施した監督指導で認められた労働安全衛生法等の主な違反は、墜落・転落防止に係るもの（87 事業場）が最も多く、次いで安全衛生管理面に係るもの（43 事業場）、建設機械に係るもの（26 事業場）となった。

なお、建設現場では、複数の事業場が入場しており、違反事業場数と違反現場数は一致しない。

表 1 建設現場に対する是正指導の状況（平成 28 年 4 月～12 月）

監督実施現場数		違反現場数	違反事業場数
97		60	147
違反事項	① 安全衛生管理面	37	43
	② 墜落・転落防止	42	87
	③ 型枠支保工	2	2
	④ 建設機械	22	26
	⑤ クレーン等	3	3
	⑥ 電気による危険の防止	4	4
	⑦ その他	7	7

※ ①は元請事業者の講ずべき措置未実施等、②は足場等の作業床未設置又は安全帯等未使用等、③は型枠支保工のパイプサポートの不備等、④は資格を有しない者による建設機械の運転等、⑤はクレーンの点検未実施等、⑥は感電による危険防止措置未実施等が、主な内容である。

2 近畿 6 労働局管内の状況（平成 28 年 12 月）

(1) 監督実施状況

- 近畿 6 労働局管内の労働基準監督署が、平成 28 年 12 月に 634 の建設現場に対して一斉に実施した監督指導の結果、6 割を超える 405 現場において、労働安全衛生法等の違反が認められたことから、是正に向けた指導を行った。

表 2 近畿 6 労働局管内の監督実施状況

工事別	①監督実施現場数	②法令違反現場数 (違反率②/①*100)	③作業停止等命令現場数
			(命令率③/②*100)
滋賀	建築	18 (61.1%)	3 (27.3%)
	土木	11 (63.6%)	0 (0.0%)
	解体	2 (0.0%)	0 -
	その他	5 (40.0%)	2 (100.0%)
	計	36 (55.6%)	5 (25.0%)
京都	建築	78 (76.9%)	16 (26.7%)
	土木	18 (55.6%)	1 (10.0%)
	解体	1 (100.0%)	0 (0.0%)
	その他	6 (100.0%)	0 (0.0%)
	計	103 (74.8%)	17 (22.1%)

大阪	建築	117	74 (63.2%)	12 (16.2%)
	土木	16	1 (6.3%)	0 (0.0%)
	解体	2	2 (100.0%)	0 (0.0%)
	その他	19	9 (47.4%)	1 (11.1%)
	計	154	86 (55.8%)	13 (15.1%)
兵庫	建築	123	104 (84.6%)	13 (12.5%)
	土木	14	7 (50.0%)	0 (0.0%)
	解体	2	0 (0.0%)	0 -
	その他	10	7 (70.0%)	0 (0.0%)
	計	149	118 (79.2%)	3 (11.0%)
奈良	建築	34	16 (47.1%)	4 (25.0%)
	土木	27	3 (48.1%)	0 (0.0%)
	解体	0	0 -	0 -
	その他	1	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	計	62	29 (46.8%)	4 (13.8%)
和歌山	建築	64	46 (71.9%)	9 (19.6%)
	土木	60	26 (43.3%)	1 (3.8%)
	解体	1	0 (0.0%)	0 -
	その他	5	3 (60.0%)	0 (0.0%)
	計	130	75 (57.7%)	10 (13.3%)
合計	建築	434	311 (71.7%)	57 (18.3%)
	土木	146	64 (43.8%)	2 (3.1%)
	解体	8	3 (37.5%)	0 (0.0%)
	その他	46	27 (58.7%)	3 (11.1%)
	計	634	405 (63.9%)	62 (15.3%)

(2) 主な違反事項

- 近畿6労働局管内の労働基準監督署が、平成28年12月に634の建設現場に対して実施した監督指導で認められた労働安全衛生法等の主な違反は、墜落・転落防止に係るもの(622事業場)が最も多く、次いで安全衛生管理面に係るもの(337事業場)、建設機械に係るもの(67事業場)となった。なお、違反事業場数と違反現場数は一致しない。

表3 近畿6労働局内の監督指導における主な事項別違反事業場数(平成28年12月)

違反事項	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	違反事業場数
① 安全衛生管理面	15	67	64	114	17	60	337
② 墜落・転落防止	24	124	117	236	21	100	622
③ 掘削等地山崩壊防止	0	0	3	0	0	0	3
④ 労働衛生関連	2	6	9	7	1	7	32
⑤ 型枠支保工	0	3	3	9	0	0	15
⑥ 木工機械	0	4	3	1	0	4	12
⑦ 建設機械	9	12	2	13	9	22	67
⑧ クレーン等	1	5	2	9	2	1	20

※ ①は元請事業者の講ずべき措置未実施等、②は足場等の作業床未設置又は安全帯等未使用等、③は地山の崩壊等危険場所における土止等措置未実施等、④はアーク溶接作業等での有効な呼吸用保護具の不使用や有機溶剤作業での有効な送気マスク等の不使用等、⑤は型枠支保工のパイプサポートの不備等、⑥は歯の接触予防装置が設けられていない丸のこ盤の使用、⑦資格を有しない者による建設機械の運転等、⑧資格を有しない者による玉掛け作業の実施等が、主な内容である。

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

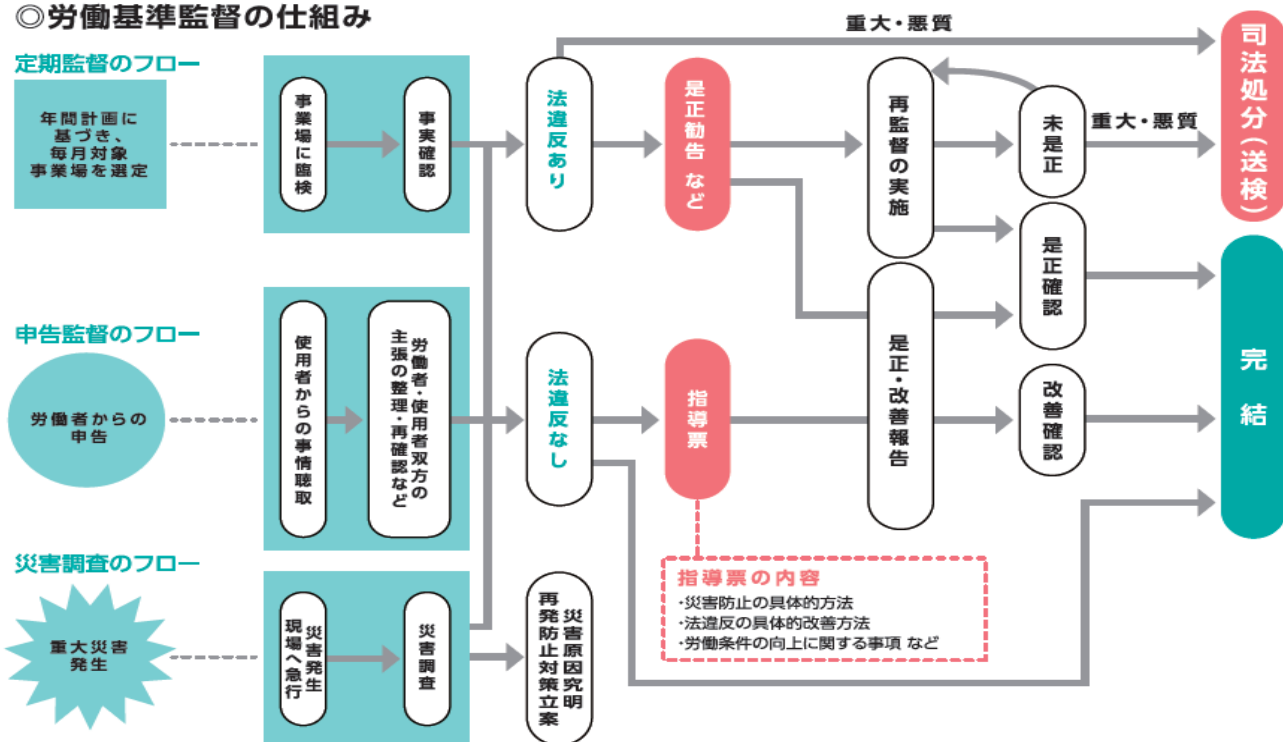
法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や搜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

◎労働基準監督の仕組み



◎労働基準監督官の権限

- ◆適正な調査を行うため、予告なく事業場に立ち入ることとされています。

ILO第81号条約第12条第1項

「正当な証明書を所持する労働監督官は、次の権限を有する。

(a) 監督を受ける事業場に、昼夜いつでも、事由に且つ予告なしに立ち入ること。」

- ◆調査のため、事業場の帳簿書類を確認したり、従業員などに尋問したりすることができます。

労働基準法第101条第1項等

「労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。」